

令和8年3月

関係各位

門 司 税 関

戸畑税関支署若松出張所の非常駐化について

平素から税関行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

門司税関戸畑税関支署若松出張所におきましては、令和8年4月1日から下記のとおり、非常駐化することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 非常駐開始年月日

令和8年4月1日（水）

2 若松出張所職員の勤務体制

若松出張所職員は戸畑税関支署に常駐し、必要に応じて若松出張所で勤務いたします。

3 若松出張所非常駐化後の業務処理等

非常駐化後の業務処理等に関するお問い合わせにつきましては、下記〈お問合せ先〉までご連絡ください。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用して申請していただく場合は、税関窓口にお越しいただく必要はありません。

〈お問合せ先〉

戸畑税関支署内 若松出張所

093-871-4723